

調 査 研 究

占領期の国立大学管理制度の成立について

—政治過程を中心に—

平塚 力（東北大学大学院）

1. はじめに

本論は国立大学の管理制度について、占領期を対象に考察するものである。それは、この期間が新制大学の出発点として後に与えた影響も大きく、また先に実施された国立大学の法人化以前に大学管理への学外者の参加が議論された事例でもあることから、その歴史的意義を理解することは、わが国の大学管理問題を研究する上で重要と考えたからである。具体的には、筆者は当時なぜ国立大学の管理への学外者の参加が議論されたのか、またその議論がなぜ制度として実らなかったのか、さらに議論の終結によって次期の大学管理問題に対してどのような影響要因が残ったのか、という問題意識を持っており、これらを解明することが本論の目的である。

ところで国立大学の管理問題については、既に詳細な先行研究がある¹⁾。しかし筆者はそれらのレビューを通して、次のような視点から考察する余地があるのではないかと考えている。

一つ目は相互作用への配慮である。システムとしての社会は数個のサブシステムから成立することから²⁾、教育についても経済や政治などの他のサブシステム及び上位のシステムとの相互作用を考慮すべきと考える。二つ目は考察の範囲についてである。従来の研究は全体システムを日本に設定したため、占領政策についても国内での施策が主な考察対象とされた。しかし占領政策は米国の世界戦略の一環であることから、システムを国際社会にまで拡大させた研究が必要と考える³⁾。そこで、意識すべきシステムを占領期の米国が直面した国際情勢までに拡大し、経済など他の政策との相互作用をも含めて当時の国立大学の管理制度を考えようとするのが本論の姿勢である。

次に考察に用いる理論についてであるが、本論の考察対象が国立大学という国家機関に関する意思決定ゆえに、政治過程論及び政策過程論というアプローチが有効と考える。前者は、政治という現象は制度や機構からではなく利益集団の実際の動きを通して解明すればよいとして⁴⁾、政治的決定の枠組みや、決定に影響を及ぼす諸アクターの力関係の変化を考察対象とする。これに対して後者は、政治を理解するには政策内容の把握が必要であるとの認識から、政策がどのように展開するのかを解明しようとするアプローチである⁵⁾。つまり政策過程論は、政治過程論のように権力の交錯する過程ではなく、政策自体に焦点を当て、その展開を考察対象とする⁶⁾。ただし政策過程と政治過程とを区別することは困難であり、また現実的ではない。そこで本論では双方からのアプローチによって、国立大学管理に関する政治の流れと政策の流れとを関連づけながら考察していく。

最後に本論の構成についてであるが、最初に先行研究の成果に拠って占領下での国立大学の

管理制度の形成過程を整理する。次に考察の中心を大学管理への学外者参加をめぐる政治的対立に置き、その決定に影響を与えた政治の過程を分析することで、先に掲げた3つの問題意識の解明を試みる。

2. 占領期における国立大学の管理制度

本論では1952年4月28日までの占領下の大学管理制度について、先行研究をもとに全体を5期に整理し、さらにこの5期を占領政策との対比から、戦前体制の排除によって教育民主化を実現させる占領前期（1期から3期）と、民主化の意味が変容し、次第に大学管理にもその影響が及んでいく占領後期（4期、5期）に分けた（巻末図表1）。そこで最初に5期それぞれについて概説してみたい。（以下、年月日の表示においては西暦の下二桁のみを表記する。）

1期：戦前の教育体制の払拭期（45年10月－12月）

戦勝国として絶対権威を持つGHQがポツダム宣言の精神に則り⁷⁾、日本政府に「日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去」させる期間であり、教育政策においては四つの指令を通して⁸⁾、軍国主義や超国家主義を支えた戦前教育体制を払拭する期間である。

2期：過去の分析と、改革マスタープランの作成期（46年1月－3月）

払拭された旧教育制度に代わる新たな教育制度を作り上げる期間であり、その前提として占領下の日本には新たな教育の理念と学校教育の体系が必要とされた。そこでGHQは占領下の日本の教育再建についてGHQの民間情報教育部（CIE）を援助する使節団の派遣を米国防軍省に要請した⁹⁾。結果、46年3月に米国の教育専門家27名からなる教育使節団が訪日し、約1ヶ月の国内調査とGHQ指令によって設置された日本教育家委員会との検討を経て「報告書」が提出された。

「報告書」における大学管理の論理は次のように要約できる¹⁰⁾。

- ① 高等教育機関の設置審査や監督は政府の責任であるが、そのための機構は代表的な教育者によって構成され、その業務は教育機関の自治権に干渉しないように配慮されるべきである。
- ② 大学の質の向上は、一定条件を満たす機関が連合し、自分たちの責任で行うべきである。
- ③ 大学の教授団へは、外部統制の排除と、経済的保障という二つの特権の付与が必要である。ただしそれは大学が教養人の育成、専門知識の探求、職業人の教育を通して社会に貢献すべき存在だからであり、特権の付与は社会からの無償の贈与ではない。

「報告書」は米国の社会経験に倣って、大学は自らの使命を自覚し社会との関係を自律的に判断できるという前提で管理の理念を述べている。ただし、これは使節団が自国の制度を一方

的に押し付けたというわけではない。「報告書」の高等教育の項は、ともに内容を検討した日本側教育専門家委員会が使節団側からの提案を取捨選択した結果であり¹¹⁾、その後も日本側教育専門家は、大学の管理制度改革の意思決定において主体性を発揮していく。

3期：教育の理念と体系の確立期（46年4月—47年3月）

G H Qが日本政府への建議権限を認めた教育刷新審議会（以下「教刷新」と略記）¹²⁾、そしてG H Q指令の執行機関としての文部省、そしてC I E、この三者の相互作用によって「一次使節団報告書」の教育改革理念が、憲法（学問の自由、教育を受ける権利）、教育基本法（教育の目的・機会均等・教育行政の役割）、学校教育法（6・3・3・4制）として制度化される期間である。

大学管理に関しては、設置は監督庁の定める基準に従うこと（学校教育法第3条）。監督庁は設置認可の際、大学設置委員会に諮問すること（同第60条）。設置廃止など重要変更の際には監督庁の認可を受けること（同第4条）。教授会を必置すべきこと（同第59条）、などである。これらは監督庁の関与を設置認可に抑え、大学の社会的使命の遂行を、当事者支配（教授会による自治）に委ねたものであり、先の「一次使節団報告書」に沿った管理制度といえよう¹³⁾。

4期：新制大学の発足に際した管理制度の整備期（47年4月—49年5月）

発足を控えた新制国立大学の管理制度を具体化させる段階である。

①大学側の自律性と主体性

C I Eの指導で文部省が46年10月に設けた大学設立基準設定協議会は¹⁴⁾、自助連合の大学基準協会として47年7月に独立した。また文部省は諮問機関として大学設置委員会を49年1月に新設したが、委員の半数は先の基準協会の推薦に依っており、56年に設置基準が省令化されるまでは協会の基準が用いられるなど¹⁵⁾、管理政策の実施において大学側の主体的関与が期待された。

②国立大学の地方移譲問題

「一次使節団報告書」が中央統制を排除する手段として教育委員会制を提言したのと同じ論理で¹⁶⁾、C I Eは47年11月に国立大学の地方委譲を提起した¹⁷⁾。これに対し、教刷新側は移財政的理由で不可能であると地方移譲には消極的な姿勢を示した（12月）¹⁸⁾。しかしこの問題はC I Eの主導性が強かったため、教刷新は翌年1月に再度対応し、地方に委譲すべき国立大学の類例を定めた¹⁹⁾。その後6月にC I Eの指導を受けた文部省が一府県一国立大学の原則を定めたことで²⁰⁾、地方移譲案は立ち消えとなった²¹⁾。

③新制大学の大学管理制度問題

48年3月、大学基準協会小委員会にて、CIEが理事会式の国立大学管理が可能かを打診したことから²²⁾、教授団支配が確定しつつあった国立大学に外部統制の危機が生じた。これに対し教刷審は同年4月に、官僚統制や理解を欠いた社会からの干渉を排除すべきとしながらも、CIEに配慮し商議会という学外者を含めた管理機関を建議した²³⁾。続いて同年10月には、CIEからの指導を受けた文部省が国立大総長会議と大学基準協会に対し、大学管理への学外参加を盛り込んだ大学管理法案の叩き台「大学法試案要綱」を提出し^{24) 25) 26)}、また12月に文相が法案の国会上程を明言したことから²⁷⁾、大学管理法問題は国立大学の授業料値上げ問題とともに世間の関心を喚起した²⁸⁾。そうした過程で、大学の内部管理については、教員任用の実質決定権を教授会に認める教育公務員特例法が49年1月に成立し、それと学校教育法の教授会必置規定(第59条)とが相俟って、戦前から慣行として行われていた教授会自治が制度化された²⁹⁾。一方で大学法案に対しては、全日本学生自治会総連合(48年9月発足)を主軸とした反対運動が労働運動と合流して大学法対策全国協議会(49年3月)を生み出し³⁰⁾、運動が全国に飛び火したことで法制化は厳しくなった³¹⁾。そして同年5月の国立学校設置法による新制大学の誕生にもかかわらず大学法案の国会上程はなされず、8月に国会上程は撤回された³²⁾。

④文部省の存続決定

48年2月、教刷審は学芸省という中央官庁を新設し文部省を廃止すべきとの建議を採択した³³⁾。しかしCIEが中央発の民主化改革を進める上では文部省の機構を利用しなければならず、それによって文部省の存在感は強まった³⁴⁾。結果、文部省は社会からの廃止要求により存続の危機に瀕している間も国立大学の管理に関与し続け、49年5月の文部省設置法によって中央集権的な監督機関から教育の専門的な援助機関へ生まれ変わることを条件に存続が決定した³⁵⁾。

5期 : 新制大学発足後の管理制度の整備期(49年6月—51年11月)

新制国立大学の発足によって管理問題はいよいよ切実な問題となったため、文部省は法制化の仕切り直しを図り、49年9月に大学管理法起草協議会を設けた^{36) 37)}。そしてそこでの審議の結果、中央には国立大学審議会を、大学には商議会(学長諮問機関)、評議会、教授会を置くという骨子が固まり、大学管理法案は51年3月国会に上程された^{38) 39) 40)}。しかし外部者を加えた大学管理という内容と、当時盛んに進められた大学からの左翼追放という非民主的な政策執行に対し再び反対世論が起り、法案は継続審議となり、やがて審議未了で廃案となった。

3. 占領政策の転換と国立大学の管理問題

日本の占領政策に強い影響力を持ったのは連合国の中枢としての米国政府と、占領政策の執行機関としての占領軍総司令部GHQ/SCAPであり、また教育政策についてはGHQ/S

CAPの内部のCIEである。ただし初期の占領方針が「天皇ヲ含む日本政府機構及諸機関ヲ通ジテ其権限ヲ行使」する間接統治であり⁴¹⁾、また教育改革の実行に当たってはCIEが「日本の教育制度を手段として活用」したことで⁴²⁾、日本の教育関係者も当事者として政策過程に関与できた。そのため、教育刷新委員会など日本側教育専門家及び文部省を除外した考察は適切ではない。こうしてGHQによる日本の教育改革は、米国の経験（制度、専門知識）に、絶対権威者としての指導（指令及び内面的指導）を交えながら⁴³⁾、日本側の参加と協力によって進められていく。こうした理解のもとで、本論では独自の試みとして、米国政府—GHQ—日本政府—大学関係者間の相互作用を分析し、占領下での国立大学の管理制度に影響を与えた「政治の過程」を明らかにしていく。

3-1. 占領初期

日本の非軍事化を目的として占領政策が進められる期間である。

マッカーサーがGHQ/SCAP（最高司令官総司令部）だけでなく米国太平洋陸軍の司令機能も担ったこと⁴⁴⁾、連合国極東委員会（FEC）からの指令が米国政府（國務・陸軍・海軍三省調整委員会＝SWNCC、大統領統合参謀本部＝JCS）を通してGHQに伝達され、その過程で米国が拒否権と中間指令権を持つなど、占領政策には米国政府が主導性を発揮する余地があった。

そこでまず占領開始時の米国政府についてである。政権は民主党のルーズベルト前大統領（終戦4ヶ月前に急死）のニュー・ディール政策—失業対策、労働者の権利保護、社会保障などを重視する福祉国家的政策—を継承した民主党トルーマンが担っていた⁴⁵⁾。このトルーマンの占領政策を米国の国益という観点から見てみると、それが第二次大戦時の世界対立構造の下で立案されていたため、旧敵国日本からの軍事的脅威の除去が米国の国益であり、その非軍事化が占領の目的となった。そのため初期のGHQへの指令においては⁴⁶⁾、封建主義の排除と民主主義の醸成という手段が採用され⁴⁷⁾、マッカーサーには占領目的達成の範囲内で絶対性と自律性が認められた⁴⁸⁾。ただし組織において手段が目的化するという現象は珍しいことではない。例えば指令は日本の経済復興に関して米国は何ら責任を負わないとする一方で、所得並びに生産・商業手段の所有権を広範囲に分配する政策は支持すべきとするなど⁴⁹⁾、所々に自由や人権を重視する福祉国家的論理が読み取れる。こうした論理はルーズベルト前政権以来のニュー・ディラーによるの盛り込まれたものであるが⁵⁰⁾⁵¹⁾、軍事脅威の除去という文脈においてワシントン全体の思惑と一致するのである⁵²⁾。このようにニュー・ディラーが介したことで、初期の指令には民主主義の醸成という手段を目的化させる要素が含まれていた。

次にGHQの内部事情についてである。GHQが米軍と連合軍の重複構造であったことは先に述べたが、その他にも参謀部（ゼネラル・スタッフ部門）と幕僚部（スペシャル・スタッフ部門）という二重構造でもあった⁵³⁾。そして後者については政治・経済・社会・教育などの専門家が必要となることから民間人も採用されることとなり、そこにルーズベルトの死後、政府内での居場所を失ったニュー・ディラーが登用される余地が生まれた⁵⁴⁾。実際、憲法策定な

ど数々の民主化改革を担当し占領初期において政策実施の中枢部に位置した民政局(幕僚部門)は、ホイットニー局長、ケーディス次長というニュー・ディーラーが率いており、そうしたニュー・ディーラーにとって、日本は自らの理想を実現できるチャンスのものである。彼らは日本の戦後改革において自らが目指すニュー・ディールの民主主義を追求していくのである。こうしてニュー・ディーラーが関与したことで、政策策定の過程では非軍事化という占領目的のための手段であった民主化は、政策の実行段階ではそれ自体が目的へと転換し、以後急進的民主化改革として具現化していくのである⁶⁶⁾。

最後に日本の政治についてである。無条件降伏によって国家主権を失い、また例えば鳩山一郎自由党総裁が公職を追放される(46年5月)など、GHQ/SCAPが封建的傾向の排除を徹底したことで保守的な官僚及び政治家の影響力は急落した。そして彼らが占領政策の実施に利用される間接統治の歯車となったことで、占領下において彼らが延命するための唯一の選択肢は、GHQ/SCAPの進める封建的傾向の排除及び民主化促進というリベラルな改革路線に協力することであった。

以上、占領初期のこうした政治背景によって、大学改革におけるCIE-第一次米国教育使節団-日本側教育専門家の主導性が保障され、それによって大学人の自由が実現し得たのである。

3-2. 占領政策の転換期

日本の国立大学の管理政策に影響を与えた占領政策の上流を辿っていくと、そこには米国政府が影響を受けることとなった国内情勢と世界情勢にたどり着く。

最初に米国の国内情勢についてであるが、米国政府は46年から日本経済の民主化のために、日本の軍国主義化を支えた独占資本を排除する政策の立案に着手し、47年4月にはそれを政策案(SWNCC 302/2)にまとめ、日本における集中排除政策の推進役としてニュー・ディーラーのウェルシュを派遣した⁶⁶⁾。そして、5月に「日本の過度経済力集中に関する政策」が連合国極東委員会(FEC)に提出され、審議される運びとなった(FEC 230)⁶⁷⁾。

一方、日本側の賠償計画を評価するために米陸軍が派遣したストライク使節団は、「これまでの占領政策によって産業界の非軍事化は達成されており、賠償緩和による日本経済の自立が達成されない限り米国納税による対日援助は続く」と今後の政策課題を分析した(47年2月)⁶⁸⁾。このことは日本からの独占資本の排除は、軍事的脅威と同時に経済力をも削ぎ落とし、結果インフレと食糧危機が進行することから、食糧援助を中心に米国の財政支出を増加させる危険要因であることを示していた。そんな中で46年11月に中間選挙で共和党が躍進し、権力の座が労組陣営から実業界陣営に傾いたことで議会が占領経費の削減を要求し、マスコミも納税者に負担増の原因となるGHQによる日本経済の民主化改革への非難を強めていく⁶⁹⁾。

次に米国を取り巻く世界情勢については、チャーチル元英国首相が「鉄のカーテン演説」(46年3月)で示唆したように、世界の対立構造は第二次大戦型から冷戦型へと転換し、欧州地

域やアジアで進行する共産主義の拡大は自由主義国米国にとっての新たな脅威となった。その中で日本が位置する東アジア情勢を見てみると、米国が戦前の日本の侵略に対する抗戦を支援した中華の地では、共産党と国民党の内戦が勃発し、米国の国民党支援にもかかわらず49年10月に中華人民共和国が誕生し、冷戦の構造が東アジアにも形成されることになった。こうした変化は、世界戦略における日本の占領政策の位置づけを、米国の敵国から東アジア戦略の基盤へと変えることとなり、ニュー・ディーラーの民主化改革によって進行する日本経済の沈下と、それに伴う共産主義化が米国の国益にとってのマイナス要因となった。

こうして米国政府による占領政策の決定に対し、自国内からの経費削減要求と、世界の新たな対立構造による日本の非共産主義化という二つの圧力が発生してくるのであるが、一見すると何の関係性も持たないこの二つの要因は、その後、誰の、どのような政治行為によって調整されていくのであろうか。

1) 占領政策の転換過程

① 47年から49年前半までの米国内

ストライク報告書の指摘（47年2月）にもかかわらず、占領政策の変更に対して米国政府内の意思は一致しなかったが、そうした状況に対し『ニューズ・ウィーク』を媒体として年頭から世論に納税者の負担増を訴えるという反GHQキャンペーンを展開したのが、日本への経済進出を目論む実業人が中核となって結成したジャパノロビーと呼ばれる利益集団であった

⁶⁰⁾。これに対して米国政府内では、ようやく7月になって新たな占領政策の案が國務省、陸軍それぞれから提出されたが、前者がジョージ・ケナンの論理に基づき安全保障を⁶¹⁾、後者がウィリアム・ドレーパーの論理に基づき経済性を重視したため⁶²⁾、調整にはさらなる時間を要した⁶³⁾。しかしそんな政府に圧力を加えたのが、ストライク調査団で対日投資環境調査を担当したジャパノロビーのカウマンであった。FEC230の草稿文書入手したカウマンは、「GHQ内のニュー・ディーラーが進める社会主義的な経済民主化によって日本経済は崩壊の危機に瀕し、共産主義に追い込まれようとしており、日本の共産化を防ぐには経済集中排除ではなく経済復興を進めなければならない」と、ケナンとドレーパーの見解を融合させGHQの占領策を批判する報告書をワシントンの首脳に配布した⁶⁴⁾。するとこの告発の事実確認のためドレーパーが訪日し、帰国後ドレーパーはカウマンが指摘する経済集中排除から経済復興への政策転換は必要であると⁶⁵⁾、自もまた経済復興を中心に据えた占領政策案をまとめ、10月にSWNCCに提出した（SWNCC384）⁶⁶⁾。こうして政治の流れは占領政策の見直しに向かって加速するのだが、ここでも政府内の意思統一までには至らなかった⁶⁷⁾。しかしその間に、GHQに派遣されたウェルシュの働きによって日本で「過度経済集中排除法」が成立してしまった（12月）。そこでドレーパーは、排除法の根拠となった民主化改革の進行それ自体を抑えるべく、12月にSWNCC384の修正案を提出し、それが政府内で現行の占領指針FEC230に変わる占領政策の雛形として了承されることとなった（SWNCC384/1）⁶⁸⁾。

47年が占領政策見直しの意思決定がなされた年だとすれば、48年は政策転換の公式表明、

及びマスタープランの正式決定の年である。その際、ワシントン高官が議会同様に配慮しなければならなかったのが、初期の占領政策に固執する執行者マッカーサーであった。そこで陸軍のドレーパーとロイヤルは「極東に生じ得る全体主義からの脅威への障壁として自足的民主主義を日本に確立する」と占領政策の転換を公に宣言し（1月）^{69）}、2月にケナンが、3月にはドレーパーが新占領政策へのマッカーサーからの賛同を得るために訪日した^{70）}。しかしマッカーサーが彼らの要請を快諾しなかったため、彼の意志決定を拘束する指令の成立を急いだ両者は、帰国後新たな政策の策定に向けて報告書を作成した^{71）}。このうちケナンは、ソ連の困い込みという目的達成のためには米国の経済負担を容認し、GHQによる日本への圧力を徐々に弱め、同時に政治的に安定した保守政権を誕生させることで日本経済を回復させるべきと報告^{72）}。一方ドレーパーは、経済復興を占領政策の主目的に位置づけ、その達成のためにはワシントン主導で日本の資本家階級と保守政治家を復帰させて貿易を活性化させる一方、公務員の削減、補助金打ち切り、増税、労働者の権利抑制など行き過ぎた過去の民主化の修正もやむなしとした^{73）}。かくして10月の国家安全保障会議においてケナンとドレーパーの構想を基調とした新占領政策「米国の対日政策に関する勧告（NSC13/2）」が採択され^{74）}、早速GHQに指令された。そのためそれ以後の占領政策執行においては、民主化路線を進めた初期のようなGHQの自律性は影を潜め、ワシントン主導の権威主義的な管理路線へと転換していくのである。

続く49年は日本経済の自立政策の実施初年となり、ドレーパーは自らが計画した日本経済の外発的復興の責任者として銀行家ドッジを派遣し^{75）}、以後ワシントン主導によって日本経済の足かせとなっているインフレ解決、財政均衡対策のための構造改革が進められていく。

② 47年から49年前半までの日本国内

ワシントンで占領政策の見直しが進む中であっても、48年10月に新たな占領政策が指令されるまでの約1年半は、GHQで労働課長を務めたコーエンが回顧するように^{76）}、マッカーサー主導による民主化改革が着々と進行していく期間である。もちろんこの頃にはソ連の脅威が認識されていたが、初期の占領政策（SWNCC150/4、JCS1380/15）を自らの行動原理とするマッカーサーからすれば、日本を民主化することがソ連の脅威を防ぐ上での正規の方法論であった^{77）}。

そんな中で47年4月に衆参両議院の選挙が行われ、インフレや食糧危機に端を発した労働運動・農民運動の高まりとGHQニュー・ディーラーからの支持を背景に社会党が第一党となり^{78）}、民主党・国民協同党との連立によって片山哲を首相とする中道政権が誕生した。このことは、戦後の民主化改革によって自己の権利を行使するリベラル勢力が台頭し、政治権力を奪取したという意味で、GHQ内ニュー・ディーラーによる日本の民主化改革の絶頂期であった。しかし48年2月、社会主義的手法を使った経済改革の失敗によって片山内閣が退陣し、後継の芦田内閣も汚職スキャンダルで同年10月に総辞職してしまった^{79）}。その結果、米国政府やGHQ内反ニュー・ディーラーとの人的結びつきを持つ保守系の吉田茂が再び首相の座に就くととなるのだが^{80）}、それは偶然にも日本経済の自立を目標とする占領政策NSC13/2が

米国国家安全保障会議で採択された48年10月であった。

そこでこの期間の大学管理問題を占領政策一般の流れの中に置いて確認してみると、47年は、独禁法公布(4月)、憲法公布(5月)、公正取引委員会発足(7月)、大学基準協会発足(7月)、CIEによる国立大学の地方委譲構想の提示(11月)、過度経済集中排除法公布(12月)、続く48年上半年期までは、大学設置委員会発足(1月)、公私立新制12大学発足(3月)、文部省による新制国立大学の地方委譲方針の発表(6月)となり、この間の国立大学の管理制度が、初期の民主化路線に沿って整備されことを理解できる。これに対して吉田保守政権誕生以後は、文部省による大学法試案要綱の提示(48年10月)、マッカーサー指令に基づく国家公務員法の改正(争議権・団体交渉権の条項の削除、11月)、経済安定計画九原則(ワシントン主導の強制的経済復興策)や岸信介らA級戦犯の釈放(12月)、翌49年は、政治団体等を対象とした団体等規正法の公布(4月)、文部省の存続決定(5月)、そして大学法試案要綱をめぐる政治的対立(3月から5月)へとつづき、国立大学の管理のあり方に占領政策の転換が影響していることを確認できるのである。

2) 大学管理問題

以上を踏まえ、49年8月に大学法案の国会上册が白紙撤回された経緯について、大学法案を拒否した大学関係者の論理と、彼らの実際の政治行動を分析してみよう。

まず大学法案の登場は、占領初期の民主化路線のもとで「大学に対する中央集権的な統制と外部からの不当な干渉を排除して学問研究の自由を確保するとともに、大学行政に公正な民意を反映させて大学と社会との適切な関係を保っていくことを主眼」⁸⁹⁾としたCIEの働きかけを起源とする。しかしそこには地方政府立大学と中央政府立大学という日米の社会制度、社会経験上の相違があり、前者は大学への自由の付与と社会への責務、公的支援と監督をセットで論じ易いのに対し、国家が作った大学においては国家による管理という発想はあっても、地域による管理という発想は生まれてこない。加えて戸水事件のように戦前の帝国大学時代にあっても教授団が一定の自治権を獲得していたこと⁹⁰⁾、戦争中には超国家主義化した地域社会までもが大学を自己の有利な方向に働かせようと干渉したことなどによって⁹¹⁾、外部者による管理は大学関係者にとって到底受容できない要求であった。そうした状況に加え、米国の占領政策の転換によって経済復興の障害となる民主化勢力を抑えようとする吉田政権が誕生したことで、外部者による大学管理自体が目的化する危険性が生まれ、大学法案に対する関係者の拒否反応は一層強まっていく。

次に国会上册を阻止した関係者の政治行動についてである。大学法案に対しては、日本学術会議など幾つもの機関から代替案が出され⁹²⁾、それが新聞などを通して世論を喚起したこと、全学連など当事者による反対運動が民主化抑制を加速する政府に抵抗する労働運動と連携したこと、学生らの反対運動に共感する多くの市民を巻き込むことに成功したこと⁹³⁾、などにより「大学法対策全国協議会」が組織され、全国的な社会運動を展開できたことが勝因であった⁹⁴⁾。というのも大学法案に反対する政治アクターは、「封建的及権威主義的傾向ヲ修正セントスル

政治形態ノ変更ハ日本国政府ニ依ルト日本国民ニ依ルトヲ問ハズ許容セラレ且支持セラルベシ」⁸⁹⁾とした占領政策に感化され、民主化の意義と方法を学習したリベラル勢力である。C I Eの論理からすれば、リベラル勢力ならば大学への中央統制排除を進める民主化改革に賛同するという仮説があったが⁹⁰⁾、結果は思いも寄らぬ全国的な反対運動へと発展してしまっただ。つまりそれまでの民主化政策によって権利としての政治的行為への意思と能力を持つリベラル勢力が育ち、かつ彼らが連帯して大学法案の反対派にまわったことで、法案の国会上程は白紙撤回に追い込まれたのである。

3-3. 占領後期

米国の占領政策が日本の主権回復に向かって進められる期間である。

1) 占領政策の展開

ソ連による原爆の開発(49年9月)と、共産主義国家中華人民共和国の成立(49年10月)によって米国の世界戦略における日本の重要性が増す中で、米国政府内では日本に自律性(主権、防衛力)を回復させ、米国陣営に巻き込むという意味決定がなされていた⁹¹⁾。ただし米国政府内に日本の軍事的脅威の復活や、ソ連への過度の刺激を嫌う声が上がったことでしばらくは占領政策として具体化されなかったが、朝鮮戦争(50年6月)の勃発により冷戦が軍事化したことで状況は急変した。この戦争によって日本が米国の軍事補給の要点となり、また戦地への米国駐留軍の派遣によって、日本自身による国内防衛が必要となったことで占領政策は日本の主権回復と米国陣営への取り込みを目標に進められることとなった。

日本が主権を回復するには連合国との講和条約の締結が必要であり、その席にソ連と中国が参加するか否かは戦後日本を考える上で大きな違いがあった。前者は日本が米ソに中立な立場をとり、自国の軍事化や他国軍の駐留を認めない全面講和であるのに対し、後者は日本が米国陣営に入るという単独講和である。その内、早期の主権回復を願う吉田政権にとって現実的な選択は単独講和であり、それはまた米国政府が希望する講和スタイルであったことから、両者は利害の一致を見た⁹²⁾。すると今度は永世中立を求め全面講和を主張する日本国民は日米両政府にとって目障りな存在となった。そこで、50年前後から日本政府によってレッド・ページ、すなわち共産主義者、労働組合、知識人、教員、マスコミなどリベラル勢力の追放が進められていく⁹³⁾。先に述べた51年の大学管理法案の審議はこうした文脈の中での出来事であった。

2) 占領政策の展開と国立大学の管理問題

49年7月、イールズはC I E顧問という肩書きのまま新潟大学を皮切りに⁹⁴⁾、翌年5月の北海道大学まで全国約30の大学からの共産主義者の追放講演を行った⁹⁵⁾。こうして軍国主義者、超国家主義者の追放というかつての民主化の手法が、今度は米国及び日本政府に反対するリベラル勢力の排除手法として用いられることとなり、その矛先は戦後直接的な外部圧力を受けることのなかった大学にも及ぶこととなった。文部省によって大学管理法起草協議会が設置され、大学管理法案として国会に上程されたのは、大学でのレッドページが進む最中であっただ。

(51年3月)。

大学管理法案の工程はCIEの指導によるものであるが⁹⁶⁾、その意図は戦後の教育改革評価を行った第二次米国教育使節団の報告書(50年9月)から把握できる。

まず報告書は「高等教育」の項で、「日本の高等教育機関は、どのようにすれば最も有効に組織され運営されるのか」を自問し、次のような答えを導いている⁹⁷⁾。

(前略) 以上提案したような種類の高等教育機関を発展し運営するには、新しい型の組織と管理が必要となるであろう。(中略) 高等教育は、人々の代表者によって支配されるべきであり、基準はその人々の方針にそって定められ適用されなければならないということは、民主主義では、自明の理である。(中略) しかしこのいずれの場合にしても、大学の主要方向は、いつも教授たちによって左右されている。(中略) 本使節団は、この教授による統制制度は、日本における高等教育を改善するために、修正されなければならないと信ずる。本使節団は、高等教育機関が、その支持者を代表する男女からなる政策樹立委員会を持ち、しかも、その委員は、全部でないまでも大部分が他のいかなる公式資格においても、その機関と関係のないようにすることを勧告する。(後略)

注) 下線は筆者付記

しかし報告書には「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民」⁹⁸⁾とあり、大学管理法案の中核となる大学管理への学外者参加は、もはや共産主義化予防の言い訳でしかない。そこでその苦しい言い訳のロジックを整理してみよう。

それは「社会に対する大学の独善」からスタートする。学校教育の頂点に君臨し、社会的影響力の強い大学が共産化することは日本及び米国政府にとって最大級の脅威である。その場合、意思決定が教授団に限定された狭い自治では、教授団の共産化の影響が直ちに大学全体に及ぶことになり、それは社会に対する「大学の独善」に他ならない。そのため理事会という地域に開かれた管理制度を導入することには大学の共産化へ予防効果がある。またこの点は後の大学管理問題に影響を与えるのだが、レッド・ページという大学の自治への介入において、文部省はGHQが大学を統制するための有効なツールとして機能し、ここに文部官僚による大学統制が延命する余地が生じた。こうして大学管理法は、もはや大学の民主化の方法論ではあり得ず、外部者による大学統制そのものが目的となってしまうのである。

そうした中で、大学管理法案と教職員のレッド・ページという二つの圧力から大学の自由を守るために立ち上がったのが学生団体、教職員団体、学術団体などのリベラル勢力であった。しかもこの段階に及んでは、日本政府が危険とみなした多くのリベラル勢力にレッド・ページが進められており、大学関係者の大学管理法反対運動が世論やマスコミの支持を受けるのに時間は要しなかった。結果、保守陣営は国会議席の過半数を占めているにもかかわらず法案をゴリ押しすることが出来ず、かくしてリベラル勢力の反対運動が勝利し、大学管理法案は廃案となったのである。

4. おわりに

本論は、占領下での国立大学の管理制度の形成過程について、その決定に影響を与えた政治アクターの相互作用に焦点を当て考察した（政治関係は図表2を参照）。

占領初期の民主改革路線によって新制国立大学には一定の自治権が認められたが、その改革路線が米国の社会経験に依拠していたため、民主的管理という名の下に地方委譲ならびに管理への外部者参加という議論が進められた。そして大学の自由への介入に対して大学関係者が抱いた不安は、47年から48年にかけての米国内の利益集団及び政府官僚らの働きかけによって、占領政策が日本経済の自立、そして主権回復へと転換した影響を受け、国立大学管理法案として現実の議論となった。

具体的には、日本の経済的自立には大規模資本家の保護が必要となるが、同時にそれは企業家による労働者権利の抑圧を容認することから、抑圧された労働者は対決理論を求めて共産主義に走り、さらに彼らが保守政権に抗するという悪循環を繰り返す。そしてそういう状況の中で大学の自治を認められた教授団が共産化することは大学全体の共産主義化につながり、ひいては大学が世間の共産主義運動をリードする危険性が生まれてくる。そこで大学管理法案は、レッド・パージという強制的排除策と相俟って外部者（政府）が大学を統制する方法論へと転化していく。

しかしそうした福祉国家的な民主主義から保守国家的な管理主義への急激な転換に対して、学生、労働者、大学知識人などのリベラル勢力が世論の支持を受け社会運動を展開する。これに対してワシントンの支持を受けて登場したものの、未だ十分に政治的権威を回復できていなかった保守政権は国会の過半数の議席を占めながらも、結局大学管理法案をめぐる政治の綱引きに勝利できなかった。こうして学校教育法や教育公務員特例法によって大学の内部管理が規定されたのと対照的に、大学の外部管理（大学と国家・社会との関係）については、ついに法制化されなかった。

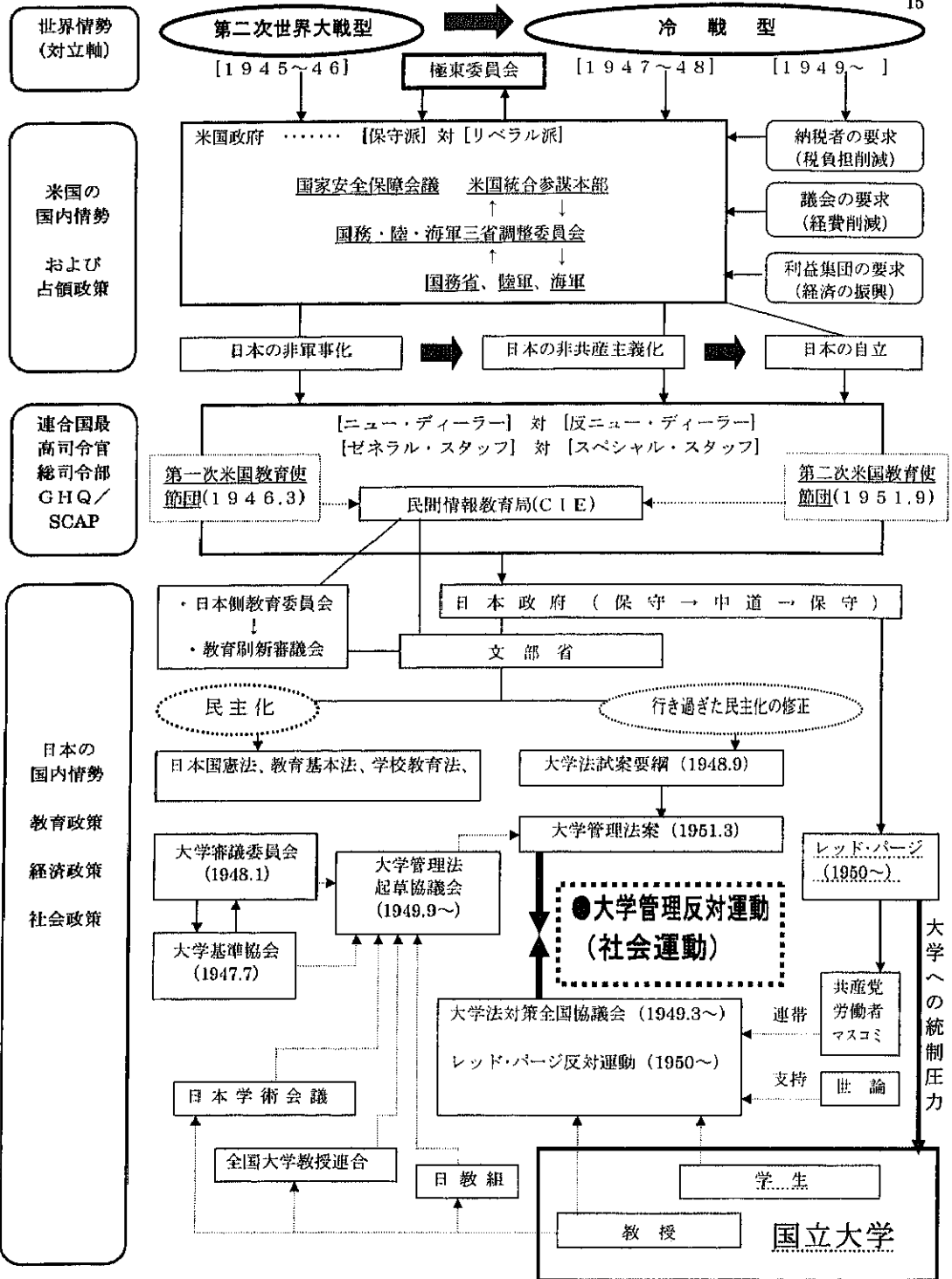
このように占領期の大学管理政策は、初期の民主化改革路線によって大学の自治が保障され、また国立大学の管理が社会に開かれる機会であった。ただ占領政策の転換によって占領後期においては大学管理への外部者参加は大学管理の民主化のための方法論から大学統制の方法論へと転化し、それが世論の批判を浴びた結果、初期に意図された大学管理の民主化は達成されずに終わってしまう。

その後、講和条約の締結により米国の統制から解放され、主権を回復した日本に残されたのは、戦前のような国家統制が排除され教授会自治が法律で認められた大学、GHQによる大学統制のツールとして機能しながら存続し続けた文部省、教育刷新審議会から今後の政策諮問機関とされた中央教育審議会、占領終了によって権限を回復した保守政党及び議員制内閣、そして教育の民主化・機会均等を根拠に自らの権利を主張し行動する学生である。こうして次期の大学管理問題は、これらの政治アクターを軸に展開することになる。

図表1 占領政策及び大学管理政策の展開

米国の対日占領政策関連事項	大学管理政策関連事項	主要政治アクター
<p>課題：日本の非軍事化</p> <p>1945.7 ボツダム宣言</p> <p>1945.9「連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達（JCS1380/6）」、1945.9「降伏後に於ける米国の初期に対日方針（SWNCC150/4）」</p> <p>1945.11「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（JCS1380/15）」</p>	<p>1945. 10～45. 12</p> <p>課題：戦前教育体制（軍国主義、超国家主義）の払拭 教育改革四指令…軍国主義、超国家主義の排除</p>	GHQ/CIE
<p>1947.1 ジャパンロビーの誕生『ニューズ・ウィーク』紙上で反GHQ/SCAPキャンペーンを展開</p> <p>1947.2 第一次ストライク使節団報告書</p>	<p>1946. 1～46. 3</p> <p>課題：日本教育の分析、改革マスタープランの作成</p> <p>1946.1 GHQ、教育専門家の派遣を米国政府に要請</p> <p>1946.2 CIE「日本の教育」を著す</p> <p>1946.2 日本側教育委員会「報告書」を著す</p> <p>1946.3 第一次米国教育使節団「報告書」をGHQに提出</p>	GHQ/CIE 第一次教育使節団 日本側教育委員会 (政府、文部省)
	<p>1946. 4～1947. 3</p> <p>課題：教育の理念と学校教育体系の確立</p> <p>1946.11 憲法公布（学問の自由、教育を受ける権利）</p> <p>1946.12 教刷審建議（大学は原則四年）</p> <p>1946.12 全国大学教授会連合が結成される</p> <p>1947.3 教育基本法成立（機会均等、学問の自由、教育行政）</p> <p>1947.3 学校教育法成立（大学は原則四年、教授会必置）</p>	GHQ/CIE 教育刷新委員会 大学基準協会 (政府、文部省)
<p>課題：日本の民主化</p> <p>1947.4 ニュー・ディレクターのフェルソをGHQに派遣</p> <p>1947.5「日本の過度経済力集中に関する政策（FEC230）」が連合国極東委員会に提出される。</p>	<p>1947. 4～1949. 5</p> <p>課題：新制大学の発足に際した管理制度の整備</p> <p>1947.7 大学基準協会が発足</p> <p>1947.11 CIEが立法途中の教育委員会法と関連させて、国立大の地方委譲構想を提示</p> <p>1948.1 大学設置委員会(設置審議会と改称)が発足</p> <p>1948.3 CIE、大学への理事会設置を関係者に打診</p> <p>1948.3 文部省、新制大学として公私立12大学を設置認可</p> <p>1948.4 教刷審建議「大学の自由及び自治の確立について」</p> <p>1948.6 文部省、CIEの方針を受け、新制国立大学の設置11原則（一府県一大学の原則を含む）を発表</p> <p>1948.7 教刷審建議「大学の国土計画的配置について」</p> <p>1948.10 吉田内閣誕生</p> <p>1948.10 文部省、CIEの法制化の意向を受け「大学法試案要綱」を国立大総長会議に提示</p> <p>1948.9 全日本学生自治会総連合結成大会が開かれる。</p> <p>1949.1 教育公務員特例法の公布</p> <p>1949.3. 大学法対策全国協議会が結成される</p> <p>1949.5. 文部省設置法が成立し、文部省の存続が決定</p> <p>1949.5 国立学校設置法が成立し、新制国立大学発足</p> <p>1949.5 大学法案国会の上程が見送られ、後に白紙撤回</p>	ワシントン/GHQ/CIE 政府、文部省 教育刷新委員会 大学基準協会 日本学術会議 大学法対策全国協議会 マスコミ/世論
<p>課題：日本の非共産主義化</p> <p>1947.9 カウマン反GHQ報告書をワシントン首脳に配布</p> <p>1947.10 ドレーパーを日本に派遣</p> <p>1947.11 日本で過度経済集中排除法成立</p> <p>1947.12 ドレーパー、FEC230に変わる新占領政策の雛形 SWNCC384/1 を提出</p> <p>1948.1 ロイヤル米国陸軍長官、占領政策の転換を表明</p> <p>1948.3 ケナン、ドレーパーがマッカーサー説得のために来日</p> <p>1948.10 新占領政策「米国の対日政策に関する勧告(NSC13/2)」を採択</p> <p>1948.12「経済安定九原則」を指令</p> <p>1949.3 ドッジ、経済安定9原則実施について声明</p>		
<p>課題：日本の主権回復、米国陣営への参加</p> <p>1949.9 ソ連、原爆開発に成功</p> <p>1949.10 中華人民共和国が誕生</p> <p>1950.4 トルーマン大統領、ダレスを対日講和担当の國務省顧問に任命</p> <p>1950.6 朝鮮戦争が勃発</p> <p>1951.1 ダレス訪日、吉田首相と会談</p> <p>1951.4 マッカーサー、最高司令官を罷免される。</p>	<p>1949. 6～</p> <p>課題：新制大学発足後の管理制度の整備</p> <p>1949.7 CIE イース、共産主義者大学追放の講演旅行を開始</p> <p>1949.9 文部省、国立大学管理法起草協議会を新設</p> <p>1950.8 文部省、「日本における教育改革の進展」を提出</p> <p>1950.9 天野文相、教職員のリッド・バージを示唆</p> <p>1950.9 第二次米国教育使節団来日・「報告書」を提出</p> <p>1951.3 国立大学管理法が国会の上程（継続審議後に廃案）</p> <p>1951.9 フランシスコ講和条約調印、日米安保(旧条約)締結</p> <p>1951.11 教刷審建議、「中央教育審議設置に関する声明」</p>	ワシントン/GHQ/CIE 政府、文部省 教育刷新委員会 大学基準協会 日本学術会議 大学法対策全国協議会 マスコミ/世論

図表2 占領期における国立大学管理政策の政治アクターの関係図



- 1) 海後宗臣・寺崎昌男著『戦後日本の教育改革 9・大学教育』東京大学出版会 1969.5、文部省『学制百年史』ぎょうせい 1972.10、国立教育研究所編『日本近代教育百年史 6・学校教育 4』文唱堂 1974.8、黒羽亮一『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部 1993.3、羽田貴史『戦後大学改革』玉川大学出版部 1999.1、大崎仁著『大学改革 1945-1999』有斐閣 1999.11、T.J.ペンバル著・橋本鉦市訳『日本の高等教育政策』玉川大学出版部 2004.6。
- 2) タルコット・パーソンズ、佐藤勉訳『社会体系論』、岩波書店、1974.4
- 3) 例えば、前掲海後・寺崎『大学教育』622頁は、「国際的・国内的動向」を背景とするとの指摘にとどまる。
- 4) 伊藤光利ら著『政治過程論』3頁、有斐閣、2001.5
- 5) 佐藤満「政策科学と政治過程論」立命館大学政策科学会『政策科学』1巻1号、1993.5
- 6) 佐藤満「政策過程モデルの検討」立命館大学政策科学会『政策科学』2巻1号、1994.5
- 7) 前掲児玉訳『日本の教育』10頁
- 8) 前掲児玉訳『日本の教育』133頁
- 9) 前掲児玉訳『日本の教育』175頁
- 10) 村井実訳『米国教育使節団報告書』「六、高等教育」106-116頁、講談社、1979.1
- 11) 土持ゲーリー法一『米国教育使節団の研究』六章、玉川大学出版部、1991.8
- 12) 寺崎昌男編『戦後教育改革構想 1期 4・教育刷新審議会要覧』1頁、日本図書センター、2000.11
- 13) 前掲海後・寺崎『大学教育』514,515頁
- 14) 前掲海後・寺崎『大学教育』398,521頁
- 15) 前掲海後・寺崎『大学教育』531頁
- 16) 前掲村井訳『使節団報告書』67頁
- 17) 前掲海後・寺崎『大学教育』92、587頁
- 18) 前掲寺崎編『教育刷新審議会要覧』43頁「大学の地方譲渡、自治尊重並びに中央行政の民主化について」
- 19) 前掲寺崎編『教育刷新審議会要覧』44頁「大学の地方譲渡に関すること」
- 20) 前掲文部省『学制百年史』740頁
- 21) 前掲黒羽『戦後大学政策の展開』20頁
- 22) 前掲海後・寺崎『大学教育』688頁
- 23) 前掲寺崎編『教育刷新審議会要覧』53頁「大学の自由及び自治の確立について」
- 24) 伊ヶ崎暁生・吉原公一郎編『米国教育使節団報告書』242頁、現代史出版会、1975.4
- 25) 前掲大崎『大学改革』141-146頁
- 26) 「大学法試案要綱」の本文については、大学問題研究会編『大学問題資料要覧』久書林、1969.11 参照
- 27) 前掲海後・寺崎『大学教育』608頁
- 28) これ以後の諸団体から提起された代替案については、前掲海後・寺崎『大学教育』597-607頁に詳しい。
- 29) 前掲海後・寺崎『大学教育』576頁、黒羽『戦後大学政策の展開』21頁
- 30) 大原社会問題研究所編著『日本労働年鑑・第23集』第四編第二章、1951.1
- 31) 一説には、1949年5月には、全国150大学で約9万人が反対一斉ストに参加したとされる。
- 32) 前掲海後・寺崎『大学教育』609頁
- 33) 前掲寺崎編『教育刷新審議会要覧』46頁「中央行政機構に関すること」
- 34) 海後宗臣編：戦後日本の教育改革 1『教育改革』296頁、東京大学出版会 1980.1
- 35) 連合国総司令部著『日本占領の使命と成果』「民間情報教育部門における占領の使命と成果」294頁
- 36) 前掲伊ヶ崎・吉原『米国教育使節団報告書』242頁、
- 37) 協議会の構成については、前掲海後・寺崎『大学教育』610頁参照
- 38) 前掲海後・寺崎『大学教育』610-614頁
- 39) 「大学管理法案」の本文については、前掲『大学問題資料要覧』参照
- 40) 国会審議については、昭和二六年五月一七日 第10回国会文部委員会第35号 参照
- 41) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集・第1巻基本編』96頁、東洋経済新報社、1949.5
- 42) C I E編、児玉三夫訳『連合国軍占領政策資料・日本の教育』122頁、明星大学出版部 1983.11
- 43) 前掲児玉訳『日本の教育』123頁
- 44) 竹前栄治『GHQ』88-94頁、岩波書店、1983.6
- 45) 林敏彦「米国経済の繁栄と世界経済」(財)日本国際問題研究所『国際問題』No.491、2001年2月号
- 46) 占領初期のマッカーサーへの指令については、①JCS1380/6「連合国最高司令官の権限に関するマッカーサー元帥への通達(45年9月)」、②SWNCC150/4「降伏後に於ける米国の初期に対日方針(45年9月)」、③JCS1380/15「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令(45年11月)」、前掲外務省『日本占領及び管理重要文書集・第1巻基本編』所収がある。

- 47) 日本が再び米国の脅威とならぬよう、あらゆる軍国主義・超国家主義を排除し戦争能力を抑制すること、政治・経済・社会の民主化を強化すること、自由主義的政治傾向を奨励こと、などを指令している。前掲③ JCS1380/15
- 48) 前掲① JCS1380/6
- 49) 前掲③ JCS1380/15
- 50) 大蔵省財政室編『昭和財政史・3』115頁、東洋経済新報社、1976.7
- 51) 占領初期の指令・通達に、ニュー・ディールの思想が含まれていたことについては、三和良一『日本占領の経済政策史的研究』34頁、日本経済評論社2002.3、中村政則『現代史を学ぶ』69頁、吉川弘文館、1997.5などで指摘されている。
- 52) セオドア・コーエン、大前正臣訳『日本占領革命・上巻』87頁、TBSブリタニカ、1983.12.
- 53) 前掲竹前『GHQ』88-94頁
- 54) 松浦総三「反民主主義の転換」思想の科学研究会編『共同研究・日本占領』153頁、徳間書店、1972.12
- 55) 前掲三和『日本占領の経済政策史的研究』46頁
- 56) セオドア・コーエン、大前正臣訳『日本占領革命・下巻』212頁、TBSブリタニカ、1983.12.
- 57) 前掲大蔵省『昭和財政史・3』293頁
- 58) 前掲大蔵省『昭和財政史・3』256,256頁
- 59) 前掲大蔵省『昭和財政史・3』254頁。前掲大前正臣訳『日本占領革命・下巻』129,130頁。福永文夫『占領下中道政権の形成と崩壊』137頁、岩波書店、1997.12
- 60) ジャパンロビーは、日本への投資を望む米国企業と、ニュー・ディラーの急進的民主化を嫌う日本の保守勢力の利益を代表し、トルーマン政権の有力高官の支持を得て、占領政策が「民主化」から「経済再建」へと転換するよう働きかけ、結果、日本での保守政治家の復活を演出することとなる。ショーンバーガー著・滝沢周次訳『占領 1945-1952』16頁、時事通信社、1994.12。ジョン・ロバーツら著・森山尚美訳『軍隊なき占領』第一章、講談社、2003.3。前掲大蔵省『昭和財政史・3』301頁
- 61) ジョージ・ケナン（国務省政策企画室）はソ連の行動を膨張主義と分析し、経済・政治面での弱さが各国を共産主義へと傾斜させるのであり、そうした世界連鎖が米国の安全保障にとって最も脅威であると認識していた。そこで各国の保守政権への経済援助によって強固な資本主義経済をつくるのが共産主義に対する防波堤になるとし、トルーマン政権はモスクワへの協調という無駄な試みをやめ、経済を用いた共産主義封じ込め政策に転換すべきと主張した。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』205,207頁。
- 62) 投資銀行出身で陸軍次官のウィリアム・ドレーパーは、共産主義拡大を懸念する他の陸軍高官とは違って、日本経済の復興に関心を寄せ、投資市場としての日本の経済復興への期待からジャパンロビーを支持し、その巧みな政治手腕によって、国務省や総司令部内の猛烈な反対を乗り越え、当初の民主改革路線を転換させていく。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』199,200頁
- 63) 前掲福永『占領下中道政権の形成と崩壊』169頁
- 64) 中村正則『現代史を学ぶ』48頁、東京大学出版会、1997.5。前掲大蔵省『昭和財政史・3』302,303頁。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』172頁
- 65) 前掲大蔵省『昭和財政史・3』302,303頁。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』173頁
- 66) 前掲滝沢訳『占領 1945-1952』200頁。細谷正宏「米軍対日占領政策の「転換」」『同志社大学米軍研究・24』142頁 1988.3
- 67) 国務省が米国単独でのGHQへの指令を嫌ったのに対し、陸軍が占領政策の最上位目的を日本の経済復興にこだわった。前掲細谷「米軍対日占領政策の「転換」」143頁
- 68) SWNCC394/1は1948年1月21日に極東委員会に提出され、審議が始まった。前掲細谷「米軍対日占領政策の「転換」」148頁。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』215頁。
- 69) 細谷千博ら編『日米関係資料集』46～48頁、東京大学出版会、1999.2
- 70) 前掲中村政則『現代史を学ぶ』73頁。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』97,219頁。
- 71) 前掲中村政則『現代史を学ぶ』74頁。前掲大蔵省『昭和財政史・3』365頁。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』229頁。
- 72) 前掲大蔵省『昭和財政史・3』356頁。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』220頁。
- 73) 佐々木陸爾「冷戦の激化と占領政策の転換」『講座日本歴史現代1』350頁、1977.4。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』228頁。
- 74) 前掲滝沢訳『占領 1945-1952』275～293頁
- 75) 内容については、ソ連の脅威が拡大するという国際情勢を鑑み、占領政策の主要目標を日本の経済復興に変更し、これ以上の排除や民主化改革を進めないこと／GHQは順次行政権を日本政府に委譲しその規模を縮小させると同時に、新規の占領目標に沿った日本側の自発的改革を妨害しないこと／日本に国家警察を組織すること／日本を社会的・経済的に強化し、占領終了後も米国への自発的な友好性を維持させること／等を盛り込んでいる。前掲細谷『日米関係資料集』55-58頁。
- 76) ケナンの立場を非共産化の手段として米国の財政援助による日本経済の自立とすれば、ドレーパーの立場は米国の経済目的としての日本経済の自立といえよう。
- 77) 前掲滝沢訳『占領 1945-1952』17,246,247頁
- 78) 「一九四七年と四八年のほとんどの時期、ワシントンの諸々の機関は日本をコントロールしていなかった。マッカーサーとその幕僚たちが日本を牛耳っていたのである。」前掲大前正臣訳『日本占領革命・下巻』125頁
- 79) 前掲大前正臣訳『日本占領革命・下巻』282頁
- 80) 前掲福永『占領下中道政権の形成と崩壊』142頁
- 81) 前掲福永『占領下中道政権の形成と崩壊』236頁

- 82) 佐々木隆爾「冷戦の激化と占領政策の転換」354～357頁
- 83) 前掲伊ヶ崎・吉原『米国教育使節団報告書』242頁、
- 84) 戸水事件については、東京大学編『東京大学百年史・通史2』161～171頁参照
- 85) 教育刷新審議会編『教育改革の現状と課題—教育刷新審議会報告書—』115頁、NHK出版協会、1950.9
- 86) 前掲海後・寺崎『大学教育』597～608頁
- 87) 「秋田師範の場合は、徹底的に県下の労組、農民、市民に真相を伝え、争議中の帝石、全連、電産、日教組、市民と共に『秋田師範を守る会』を組織し全県下の政治的な社会問題」山中明『戦後学生運動史』76頁、群出版、1981.7
- 88) 前掲山中『戦後学生運動史』77～80頁
- 89) 前掲『日本占領及び管理重要文書集・第1巻基本編』96頁
- 90) 例えばリベラリストである南原東京大学総長からの批判。前掲海後・寺崎『大学教育』609頁
- 91) 1949.6「日本における米国安全保障要件の戦略的価値」(NSC 4 9)
- 92) 1951年1月から2月に行われた吉田首相と米国特使ダレスとの交渉によって、米国の冷戦戦略に日本を組み込む方法として単独講和に収束していった。前掲滝沢訳『占領 1945-1952』294頁
- 93) 法政大学大原社会問題研究所『日本労働年鑑』第24集 第二編四章、1951.10
- 94) 五十嵐顕ほか編『大学政策・大学問題』487頁、労働旬報社、1969.7
- 95) 前掲海後・寺崎『大学教育』29頁
- 96) 前掲海後・寺崎『大学教育』617頁
- 97) 前掲伊ヶ崎・吉原『米国教育使節団報告書』136,137頁
- 98) 前掲伊ヶ崎・吉原『米国教育使節団報告書』138頁